

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としない</u>ことができる。</p> <p>4 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 公営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から7日以内</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>(3) <u>成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書</u>を提出すること。</p> <p>2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第3号の規定による緊急連絡人届出書の提出を必要としない</u>ことができる。</p> <p>4 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 公営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から7日以内</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人の異動)</p> <p>第12条 前条第1項第1号に規定する請書を提出した後において、<u>同号に規定する連帯保証人</u>に欠員その他の異動を生じた場合は、入居決定者若しくは入居者は、速やかに新しい<u>連帯保証人</u>を選任し、町長に届け出なければならない。</p> <p>第13条～第37条 略</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第38条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不正の行為によって入居したとき。</li> <li>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</li> <li>(3) 当該公営住宅及び共同施設を故意にき損したとき。</li> <li>(4) 正当な事由によらないで15日以上公営住宅を使用しないとき。</li> <li>(5) 第13条第1項、第14条第1項及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。</li> <li>(6) 入居者が第62条の勧告に従わなかったとき。</li> <li>(7) 公営住宅の借上げの期間が満了したとき。</li> </ol> <p>2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することがで</p>	<p>に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(緊急連絡人の異動)</p> <p>第12条 前条第1項第3号に規定する緊急連絡人届出書を提出した後において、<u>緊急連絡人</u>に欠員その他の異動を生じた場合は、入居決定者若しくは入居者は、速やかに新しい<u>緊急連絡人</u>を選任し、町長に届け出なければならない。</p> <p>第13条～第37条 略</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第38条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不正の行為によって入居したとき。</li> <li>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</li> <li>(3) 当該公営住宅及び共同施設を故意にき損したとき。</li> <li>(4) 正当な事由によらないで15日以上公営住宅を使用しないとき。</li> <li>(5) 第13条第1項、第14条第1項及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。</li> <li>(6) 入居者が第62条の勧告に従わなかったとき。</li> <li>(7) 公営住宅の借上げの期間が満了したとき。</li> </ol> <p>2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>きる。</p> <p>4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 町長が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をする。</p> <p>第39条～第65条 略</p>	<p>倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 町長が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をする。</p> <p>第39条～第65条 略</p>